

【※関係法令(抜粋)】

**障害者基本法**

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

最終改正:平成二五年六月二六日法律第六五号

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**

(平成二十三年六月二十四日法律第七十九号)

最終改正:平成二四年八月二二日法律第六七号

(定義)

**第二条** この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号) 第二条第一号 に規定する障害者をいう。

**2** この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

**3~6 略**

**7** この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

**四** 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置そ

の他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

**五** 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

**第三条** 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

**第十五条** 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

**第十六条** 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(市町村障害者虐待防止センター)

**第三十二条** 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第四十三条** 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

**2** 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二 又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害

者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日法律第二百二十三号)

最終改正：平成二六年六月二五日法律第八三号

**第一百十条** 第十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第一百十一条** 第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三十二第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

### 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十一号)

最終改正：平成二七年一月一六日厚生労働省令第五号

(運営規程)

**第三十一条** 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

### 第三の3 運営に関する基準

#### (20)運営規程(基準第31条)

指定居宅介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅介護の提供を確保するため、基準第31条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に以下の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする)。

#### ①～④略

#### ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項(第8号)

居宅介護における「虐待の防止のための措置」については、「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号当職通知)に準じた取扱いをすることとし、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、

#### ア 虐待の防止に関する責任者の選定

#### イ 成年後見制度の利用支援

#### ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)等を指すものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨)。

## 【虐待の種類と内容、刑罰一覧】

区分	内容と具体例	適用されうる刑事罰 (刑法)の種類
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。  【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁にたたきつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど・打撲させる ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける, 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する, ミトンやつなぎ服を着せる, 部屋に閉じ込める, 施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)	第199条殺人罪 第204条傷害罪 第205条傷害致死罪 第208条暴行罪 第220条逮捕監禁罪
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても, 本心からの同意かどうかを見極める必要がある)  【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する, 又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場면을覗いたり映像や画像を撮影する	第176条強制わいせつ罪 第177条強姦罪 第178条準強制わいせつ罪 準強姦罪
心理的虐待	脅し, 侮辱等の言葉や態度, 無視, 嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。  【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」「間抜け」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・罵る ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子供扱いする ・人格を貶めるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する	第222条脅迫罪 第223条強要罪 第230条名誉毀損罪 第231条侮辱罪
放棄・放置	食事や排泄, 入浴, 洗濯等身の世話や介助をしない, 必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化, 又は不当に保持しないこと。  【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ゴミを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やケガをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ・同居人による身体的虐待や性的虐待, 心理的虐待を放置する	第218条保護責任者遺棄罪
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいは騙す等して)財産や年金, 賃金を使ったり勝手に運用し, 本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。  【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分したり, 運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない	第235条窃盗罪※ 第246条詐欺罪※ 第249条恐喝罪※ 第252条横領罪※

※ただし, 刑法第244条, 第255条の親族相盗例に注意。

(注) 刑法のほか, 旭川市が障害者総合支援法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に, 虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出, 虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すことができると規定されています(同法第110条, 111条による罰則規定)。

**【障害者虐待の事例】****①介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理**

県警は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士（20代）を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。

県警は、関係者からの相談で同施設を家宅搜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、当時の内部検証は甘く、管理体制についても問題があったということになる。入所者本人や家族にお詫びするしかない」としている。

※ その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の立ち入り調査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法（当時）違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。

**②職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告**

障害児入所施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、当該施設の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、当該施設の新規利用者の受け入れを当分の間停止する行政処分と、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。

県によると、施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。さらに、詳しく事情を聴くと、施設長は「もう一つ報告があったことを思い出した」として、職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。このうち2人が暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長は上司に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

※ その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により10年間で15人の職員が23人の入所者に対して虐待を行っていたことを確認。県は、施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む改善勧告を出し、体制の刷新、関係者の処分が行われた。

**③今年6月に山口県下関市で起こった虐待事件**

山口地検下関支部は今年6月9日、山口県下関市の社会福祉法人が運営する知的障害者を支援する障害者福祉施設で、知的障害者を虐待したとして、暴行容疑で支援員の男を逮捕した。男は平成26年2月に施設の訓練作業室で当時20歳の利用者の男性に対し、暴言を吐きながら胸ぐらをつかんで体を揺さぶったり、額を3回殴るなどした暴行の疑いが持たれている。事件の経緯は次のとおり。

平成26年4月に下関市に対し、匿名で職員が施設利用者に対し、虐待を行っている旨の情報提供があった。市はその情報に基づき、同年5月に計3回、施設に対して任意調査を実施し、職員ら19人に面接するなど実態調査に乗り出した。

市は同年6月、情報提供者が直接市役所を訪れた際、担当職員3人が約12分間に及ぶ映像を確認。映像には職員が「はよせーや」などと発言するのは確認できたが、職員とふざけて騒いだりしていると判断された。しかし、情報提供者が「暴力シーンの録画もある」と説明したことから、市は提供を求めたが、情報提供者からは拒否されたという。

市では虐待の可能性が高いとして、同年10月、施設に対し再度立ち入り調査を行った。当時、責任者3人から事情を聴くなどしたが、虐待の事実は確認できなかったと結論づけ、今年3月に調査を終え、施設側も虐待を否定した。

しかし、今年某月、市は暴行の様子を収めた映像を報道機関を通じて確認、今年6月4日、施設に対し再び立ち入り調査に入り、虐待の事実を確認した。情報提供者が市に対し虐待の事実があると話してから1年以上の月日が経過していた。

施設側はこれまで一貫して虐待の事実を否定していたが、映像を確認した途端に事実関係を認め、男を懲戒解雇処分とした。施設を運営する社会福祉法人の理事長は「残念なことだと思っている」と話したという。映像では、男が利用者の男性と作業中に、突然何かを指摘して激高、男性の額を3回平手打ちした。殴る度に鈍く重い音がして男性は隣にいた別の利用者の男性の隣に崩れ落ちた。さらに男は間髪入れず「座れ、座れ、座れ早く」と声を荒らげている。

男は県警の調べに対し容疑を認めており、「利用者が作業をしようとしなかったのでやった」などと供述しているという。

暴行容疑で逮捕された男が利用者を殴る映像が公開され、虐待が発覚したが、公開された映像以外にも別の職員が利用者に暴行を加えている可能性があるという。

施設を運営する社会福祉法人は、利用者に暴言を浴びせたとして男以外の2人の職員の処分を検討していることもわかった。

県警は、別の複数の施設職員らも暴行に関与しており、虐待が常態化していた可能性が高いとみて詳しく調べる方針。

※ その後、送検後に処分保留で釈放していた元職員の男と、同容疑で書類送検された別の男性は、いずれも起訴猶予処分となった。地検は理由について「市が必要な行政処分をし、施設も再発防止に取り組んでいるため」としているという。(H27.10現在)

○ **虐待防止啓発掲示物の例**

職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です！！

不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重大な侵害であり、絶対に許されるものではありません！！

◆ **身体的虐待**

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

◆ **性的虐待**

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- ・裸の写真やビデオを撮る。

◆ **心理的虐待**

- ・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- ・「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

◆ **放棄・放置**

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

◆ **経済的虐待**

- ・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

◆ **その他**

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

《障害者（児）施設における虐待の防止について 平成17年10月20日 障発第1020001  
各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福  
部長通知を参考に一部変更》



○ **障害者虐待相談・通報・届出先掲示物の例**

【障害者虐待の相談・通報・届出先】

当施設の虐待防止責任者は、〇〇 〇〇です。ご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

また、〇〇市の障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出窓口は下記の通りです。

【日中（〇時～〇時）】

〇〇市役所 □□課 △△係 TEL 〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇

〇〇市障害者虐待防止センター TEL △△-△△△△ FAX 〇\_\_\_\_\_〇-〇〇〇〇

〇〇地域基幹相談支援センター TEL ××-×××× FAX 〇〇-〇〇〇〇

【休日夜間（〇時～〇時）】

〇〇地域基幹相談支援センター(携帯) TEL ×××-×××-××××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

## 【※障害福祉課のホームページから抜粋】

この法律は、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。法の目的は、虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

旭川市では、障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、障害福祉課内に旭川市障害者虐待防止センターを設置します。

### 旭川市障害者虐待防止センター

旭川市7条通10丁目旭川市役所第2庁舎1階 障害福祉課内

電話 0166-25-6476

(平日の8時45分から17時15分まで)

0166-26-1111

(土・日曜日、祝日、年末年始及び平日の上記の時間以外)

FAX 0166-24-7007

電子メール [syougai Fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp](mailto:syougai Fukusi@city.asahikawa.hokkaido.jp)

### 虐待が疑われたら速やかに御連絡を！

障害者が虐待されているのに気づいた人は、一人で抱え込んだり、放置したりせずに旭川市障害者虐待防止センターに通報してください。

守秘義務により、通報・連絡された方の情報が関係者及び外部等に漏れることは決してありませんので安心して御連絡ください。

土・日曜日、祝日、年末年始及び平日の17時15分から翌朝8時45分までに御連絡いただいた場合は、市役所の当直が電話をお受けいたしますので、障害福祉課より折り返し連絡させていただきます。また、生命に関わるような事案であれば、110番または119番に通報くださいますようお願いいたします。